

令和6年第1回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年1月26日（金）午後1時30分から2時43分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（13人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
会長職務代理者	3 番	樋口 なぎさ
	4 番	西岡 秀輝
	5 番	川島 一義
	6 番	栗山 浩和
	7 番	野村 勉
	8 番	有澤 節子
	9 番	福本 隆憲
	10番	公文 啓子
	11番	千光士伊勢男
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員（1人）

14番 小松 昌平

5. 出席農地利用最適化推進委員（6人）

安芸	渡辺	禎宏
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について

報告第 5 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画
の取り消しについて
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画
決定について
議案第 7 号 農地中間管理事業法第19条の 2 の農用地利用
集積計画（一括方式）決定について
議案第 8 号 非農地証明願について
その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	北村 博昭
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議 長

これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長

本日の出欠状況を報告します。

定数14人、欠席 1 人、出席数13人であります。

欠席委員の14番小松昌平委員から、所用のため欠席の届出
があっております。

次に事務の概要報告をいたします。

1 月10日に開催された「県営安芸地区土地改良事業推進協
議会」のほか、1 月16日の「安芸市農業再生協議会・幹事
会」、1 月24日の「担い手支援協議会・幹事会」に、北村次
長が出席しました。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議 長

本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日
1 日と決定いたします。

会議規則第21条第 2 項の規定により、議事録署名委
員に小松豊喜委員及び樋口なぎさ委員を指名いたしま
す。

それでは、「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出に
ついて」事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

議案書は、1 ページをお開きください。

「報告第1号、農地法第3条の3届出について」です。
説明に入る前に、議案書に一点誤りがありましたので、訂正をお願いします。

1 ページの一番下の行、届出番号3番であっせん希望の欄が「有」というふうになっておりますが、正しくは「無」ですので、訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の3筆で、面積は全部で649㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の6筆で、面積は3,587.21㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の2筆で、面積は全部で270㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の1筆で、面積は261㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり東浜と土居の12筆で、面積は全部で8,141.21㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の6筆で、面積は207.81㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号7番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の2筆で、面積は全部で399㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号8番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北と土居の16筆で、面積は全部で9,974㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号9番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり下山の6筆で、面積は全部で1,009.11㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号10番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の22筆で、面積は全部で14,137㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号11番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり下山の24筆で、面積は9,912.11㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号12番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり下山の3筆で、面積は全部で35,208㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望

はございません。

最後に、届出番号13番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり古井の27筆で、面積は全部で31,093㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議 長

質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は、12ページです。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の2筆で、登記地目は田で、面積は1,013㎡です。

売買による所有権移転の申請で、水稻の作付を予定しております。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。

辻製油の南西にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、水稻、野菜等を栽培しています。今回の申請地では、水稻を作付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

なお、今回の申請地については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、遊休農地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画

どおり作業を行い、遊休農地が解消され、4月ごろに耕作可能となる予定です。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稻、野菜などを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間190日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、1月11日に内川昭二委員、黒岩榮之委員に確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長
1 番内川委員

現地確認委員の報告は、私が報告します。

1月11日に事務局と黒岩さんと確認してきました。説明のとおり間違いありません。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第3号、農地法第5条第1項許可

申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井） 「議案第3号の5条申請について」説明いたします。

今回は3件の申請が提出されております。

議案書は、14ページをご覧ください。

説明の前に、本日机の上に、配布させていただきましたものは、14ページの2番の「受人の訂正」です。

議案書を発送した後、代理人の行政書士の方から、「連名で申請しているものを1人に直したい」との相談がありまして、今回1人に訂正したものです。議案書は、差し替えをお願いします。

それでは、説明します。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は91.91㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は、15ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、土居・長屋地区にある農地です。この案件につきましては、12月に申請書が提出されておりましたが、申請人代理人より「翌月の定例会にかけてほしい」との連絡があったため、今回審議いただくもので、現地確認は昨年12月11日に福本隆憲委員、大久保暢夫委員、入交大輔委員にしていたいております。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農地にあたると判断しています。理由は、安芸市役所庁舎から500m以内にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、安芸市矢ノ丸の借家で暮らしていますが、将来、子どもを土居小学校に通わせたいと思い、土居・僧津地区に自己住宅建築用の土地を探していました。今回、一体利用地である土居707番1の宅地が売りに出ていましたが、狭小のため隣地である当該申請地を購入できないか、不動産業者に相談したところ、所有者が譲ってくれることとなりました。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。また、申請地には地域のごみ捨て場が設置されており、そのことに対する始末書が提出されています。

資力や信用につきましては、融資見込み証明及び預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は一体利用地、南側は宅地、東側は道路を挟んで宅地、西側は同意のある農地です。生活排水は浄化槽で処理後、東側県道側溝へ、雨水は自然浸透及び東側県道側溝へ排水する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。排水については栃ノ木堰土地改良区より同意を得ています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は616㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は、16ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、ごめんなはり線あき総合病院前駅の南約180mにある農地です。

現地確認は、1月12日に野村勉委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しています。理由は、ごめんなはり線あき総合病院前駅から300m以内にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、安芸市内のアパートに家族5人で暮らしていますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、子育て環境や将来の両親の介護等

も考え、夫婦の実家近くに住宅を建築することを計画しました。候補地を探していたところ、当該申請地が売りに出ていることを知りました。家族で検討したところ、申請地は申請者夫婦の実家にもほど近く、将来、両親の介護が必要となった時でも安心であるため最適と判断したもので、他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資見込み証明を確認し、問題ないと判断しました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで宅地及び雑種地、南側は市道を挟んで宅地、東側は同意のある農地、西側は宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、北側市道側溝へ、雨水も同様に北側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから、転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域内で、農業振興地域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

次に、申請番号3番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は317㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は、17ページに地図を掲載しています。

併せて、現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、安芸おひさま保育所の南東約220mにある農地です。

現地確認は、1月12日に野村勉委員、渡辺禎宏委員にいただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農

地にあたると判断しています。理由は、ごめんなはり線あき総合病院前駅から500m以内にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、夫婦と子どもの4人で借家に住んでいますが、手狭になってきたため、住宅の新築を計画しました。申請人の職場と妻の職場。申請人は芸西村、妻は室戸市の両方に通勤しやすい安芸市に住みたいと思い、津波の浸水が予想されておらず、子どもたちの通園・通学にも便利な場所を探しました。申請地付近は条件を満たしているため、宅地を探しましたが見つからなかったため、当該申請地を選定したもので、他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資見込み証明を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は宅地、南側及び東側は譲渡人所有の農地、西側は市道を挟んで宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、西側市道側溝へ、雨水は自然浸透及び西側市道側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

説明は、以上です。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は福本隆憲委員、申請番号2番及び3番は野村勉委員、お願いします。

9番福本委員

1番です。11日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

7番野村委員

申請番号2番、3番です。1月12日に現地を確認してき

ました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

 (質問、意見等なし)

議長 別にないようですので、採決いたします。

 「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (挙手全員)

議長 全員賛成です。

 よって、「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

 続きまして、「報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします

事務局（北村） 「報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について」説明いたします。

 議案書は、18ページです。

 届出番号1番です。

 賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで赤野の1筆です。地目は田で、面積は849㎡です。

 当初は、令和3年1月10日から10年間の賃借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

 説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第4号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

 (質問、意見等 なし)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

 続きまして、「報告第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の取り消しについて」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（北村） 「報告第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の取り消しについて」説明いたします。

 議案書は、19ページです。

 この報告は、11月の定例会で決定された、申請番号12番の農用地利用集積計画での所有権移転について、譲渡人、

譲受人の双方の合意により、計画の取り消しの申し出があったことを報告するものです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで土居の農地3筆です。地目は田で、面積は3,539㎡です。

当初は、令和6年3月15日までに売買を行い、所有権移転を行う計画でしたが、譲受人が資金計画を再検討した結果、資金不足となると考え、譲渡人の同意を得て計画の取り消しを申し出たものです。

なお、この農地につきましては、今回新たに所有権移転の申し出があり、この後の議案にて計画をご審議いただきます。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第5号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等 なし)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(北村) それでは、「議案6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。

議案書は、20ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は全部で2,532㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり米6俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、25ページに地図がございます。

伊尾木保育所の北東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA

3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は1,669㎡です。

水稻等を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、13万円の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、25ページに地図がございました。

J Aの東支所の北東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,082㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり米1俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、26ページに地図がございました。

市役所の南にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地3筆で、地目は田で、面積は2,053㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり米6俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、26ページに地図がございました。

統合中学校建設地の西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書

に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地2筆で、地目は畑で、面積は全部で353㎡です。

ユズを栽培しており、貸借期間は3年間で、賃借料は、1万円の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、27ページに地図がございます。

井ノ口・松原集落の西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番と7番は、隣接する農地になりますので、あわせて説明いたします。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地、それぞれ1筆で、地目は田で、面積は1,839㎡と814㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は3年間で、賃借料は、10アール当たり米1俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、27ページに地図がございます。

井ノ口保育所の東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号8番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり入河内の農地7筆で、登記地目は畑と田で、面積は2,360㎡です。

ユズを栽培しており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり5万円の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、28ページに地図がございます。

東川公民館の北と東にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促

進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号9番と10番は、所有権移転・売買です。

安芸市においては、売買する農地が農業振興地域内の農用地であり、なおかつ、譲受人が農業経営基盤強化促進法に係る農業経営改善計画等を認定されたもの、認定農業者等である場合、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定等事業でも所有権移転ができます。

今回の申請者は、いずれも認定農業者です。

なお、この農業経営基盤強化促進法で所有権移転する場合は、譲受人は登録免許税が減額になるほか、譲渡人も譲渡所得について800万円の特別控除を受けることができます。

それでは、申請番号9番です。

この農地は、11月の農用地利用集積計画で、所有権移転の申請がされ、決定されていましたが、先ほどの報告のとおり、双方の合意により取り消しの届がありました。

今回、新たな申請があったものです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地3筆で、地目は田で、面積は3,539㎡です。

ナスを作付する予定をしており、8,847,500円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、29ページに地図がございます。

ゆめファーム全農こうちの南にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号10番です。

譲渡人、譲受法人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は3,000㎡です。

ピーマンを作付する予定をしており、500万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、29ページに地図がございます。

春日橋の北西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA

3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

すみません。調査書に1点誤りがありました。

申請番号9番の下から2段目の中ほどで「ナスを栽培しており」と記載していますが、「ナスを栽培予定で」と訂正をお願いします。

なお、現地につきましては、申請番号1番は、内川昭二委員、黒岩榮之委員に、申請番号2番は、樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に、申請番号3番と、申請番号9番と10番は、福本隆憲委員、入交大輔委員に、申請番号4番から7番は、大久保暢夫委員、西岡大作委員に、申請番号8番は、有澤節子委員、有澤光喜委員に、確認していただきました。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告は、申請番号1番は私が行います。

申請番号2番は中平秀一委員、申請番号3番と、9番、10番は入交大輔委員、申請番号4番から7番は西岡大作委員、申請番号8番は、有澤節子委員、お願いします。

1 番内川委員

申請番号1番です。事務局と黒岩さんと確認してきました。説明のとおり間違いありません。

中平推進委員

申請番号2番です。11日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

入交推進委員

3番、9番、10番です。15日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

西岡大作推進委員

申請番号4番から7番です。現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

8 番有澤節子委員

申請番号8番です。現地確認してきました。説明のとおりです。

議 長

それでは審議をお願いします。

13番小松豊喜委員

申請番号の2番。水稻の単価にしては、えらい高いけど。何か理由はあるがやろうか。

事 務 局（北村）

申請にこられた、借主も「高いと思うけど」ということを言われてましたが。その前までは、お父さんが借りられてまして。今度お子さんが引き続き借りられるんですが、借主と借主が以前からそんな値段で借りられているようで。引き続き、それで借りるということで、届出が出されているものです。

（その他質問、意見等 なし）

議 長

他にないので、採決いたします。

「議案 6 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、「議案 6 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第 7 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」を議題とします。

申請番号 1 番については、樋口なぎさ委員及び西岡秀輝委員が関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により一時退席願います。

(樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員 退席)

議長

申請番号 1 番について、事務局が説明いたします。

事務局（北村）

「議案第 7 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画（一括方式）決定について」を説明いたします。

議案書は、17 ページです。

農地中間管理事業法第 19 条の 2 の農用地利用集積計画を活用した案件となります。

まず、申請番号 1 番について説明します。

申請番号 1 番です。

貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 2,554m²です。

作物は、転借人が施設野菜を栽培する予定をしております、貸借期間は 15 年間で、賃借料は 10 アール当たり 7 万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、31 ページに地図がございます。

伊尾木橋の北西にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A 3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

説明は、以上です。

議 長 中平推進委員 議 長	現地確認委員の報告を、中平秀一委員、お願いします。 現地確認してきました。報告のとおりです。 それでは審議をお願いします。 （質問、意見等 なし）
議 長	別にないようですので、採決いたします。 申請番号1番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議 長	全員賛成です。 よって、申請番号1番については、申請どおり決定いたしました。 （樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員 着席）
議 長 事務局（北村）	申請番号2番について、事務局が説明いたします。 それでは、申請番号2番について説明します。 申請番号2番です。 貸付人、借受人、転借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田で、面積は2,071㎡です。 作物は、転借人が水稻を栽培する予定をしております、貸借期間は5年間で、賃借料は10アール当たり5,000円の条件で新規設定する計画です。 現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。 所在地につきましては、31ページに地図がございます。 J Aの安芸集出荷場の北東にある農地です。 経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。 なお、現地につきましては、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただいております。 説明は、以上です。
議 長 入交推進委員	現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。 2番です。15日に現地確認してきました。報告のとおりです。
議 長	それでは審議をお願いします。 （質問、意見等 なし）
議 長	別にないようですので、採決いたします。 申請番号2番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、申請番号2番については、申請どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第8号、非農地証明願について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(弘井) 「議案第8号、非農地証明願について」を説明いたします。
議案書は、32ページです。

今回は、1件の申請がでております。

それでは、申請番号1番。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は33㎡となっております。

所在地の地図は、33ページに掲載しております。

すみません。地図に誤りがありました。

「ケーズデンキ安芸店の表示の場所」が右隣の大きな建物に表示すべきところでして。申請地の南側の建物に訂正をお願いします。

申請地は、川北ケーズデンキの北側にある土地です。

現地は、昭和30年頃に申請人の祖父が住宅を建築し、昭和50年頃に建て替えたが、国道の拡幅工事のため大部分が道路用地となり狭小な土地が宅地として残っている状態です。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書類により、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては1月11日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

写真を回すのを忘れてました。

砕石が敷かれている場所が、申請地です。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告を、樋口なぎさ委員、お願いします。

3番樋口委員

現地確認をしてきました。先ほどの説明に間違いありません。

議 長

審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第8号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第8号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに決定いたしました。

議 長

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。

事 務 局（北村）

私の方から、お知らせいたします。

まず、2月の定例会の予定です。

2月の定例会は、2月27日（火）の予定です。

次に、定例会後に行っています「地域計画の策定に向けた、各地区の現状・課題等の意見聴取会」ですが、

今月は、3カ所、「赤野地区」と「穴内地区」、「安芸町・黒鳥地区」を予定しています。

この後、机などを動かした上で、行います。

3つ地区の委員の皆さまは、ご参加をお願いします。

私からは、以上です。

議 長

以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和6年2月27日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員